●特定福祉用具購入について

〇令和４年４月より、支給対象となる福祉用具品目が増えました

排泄予測支援機器

　　　　利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行うものに自動で通知するもの。

⇒　排泄予測支援機器本体から、スマートフォンやタブレット等の専用アプリにブルートゥースで通知されるものが想定されています。

利用者の、トイレでの自立した排尿を支援する福祉用具です。

※ただし、専用ジェルや専用シート等の関連製品は保険給付の対象外です。

・給付の対象となる利用者

運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者等であって、排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める者。

　　　⇒使用することで自立した排尿が可能となる方が対象となります。

・利用が想定しにくい利用者

調査項目２－５『排尿』の直近の結果が「１．介助されていない」あるいは「４．全介助」の者。

　　　⇒問題なくトイレでの自立した排尿が出来ている方、タイミングが予測できても自立した排尿が難しい方は、利用が想定しにくいと思われます。

　　　※その他ご不明な点はお問合せ下さい。

〇購入前の確認事項や申請時の提出書類について

適切な給付のため、特定福祉販売事業者は以下の点にご留意ください。

販売前

・医学的な所見の確認

　　下記のいずれかの方法により、要介護者の膀胱機能（蓄尿機能があること）の確認をしてください。

　　（１）介護認定審査における主治医の意見書

　　（２）サービス担当者会議等における医師の所見

　　（３）介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見

　　（４）個別に取得した医師の診断書　等

・利用を希望する方に対する事前の確認

（１）利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。

（２）装着することが可能か。

（３）居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か。

　　　・一定期間の試用及び確認調書の作成

試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること。また、確認調書を作成し、介護保険課に提出してください。

　　販売後

・介護保険課への提出書類

（１）介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

（２）理由書

（３）販売証明書

（４）領収書

（５）福祉用具のパンフレットなど概要を記載したもの

（６）受領委任払の適用を受けるときは受領委任払（変更）申請書兼同意書

（７）被保険者以外の者を申請代理人と定めるときは委任状

(8)被保険者の膀胱機能の医学的な所見がわかる書類として次のいずれか

1. 介護認定審査における主治医の意見書
2. サービス担当者会議等における医師の所見
3. 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
4. 個別に取得した医師の診断書 等

（9）排泄予測支援機器　確認調書

（10）申請前に被保険者が死亡したときは受給権者変更申立書

※「（９）排泄予測支援機器確認調書」は利用者の状態や介助体制、試用状況を確認するため必要となるものです。別添の様式を用意していますが、下記の内容が満たされていれば書式は問いません。

・確認日

・確認者

・利用者状況（氏名、生年月日、年齢、同居家族、トイレへの主な介助者、要介護区分、直近の介護認定結果（調査項目２－５『排尿』について））

・試用した排泄予測支援機器（メーカー名、機種名）

・確認項目（試用の有無、試用期間、通知がされたか否か、通知後のトイレまでの移動時　間、活用の見込み）

　　　　・利用者・介助者への指導

介助者が高齢等で利用に当たり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努めてください。